

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9 - 1 管理運営の独自性

基準 9 - 1 - 1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

(基準 9 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院では、大学院の運営に関し教学面に係る重要事項を審議する組織として**研究科委員会**(研究科における教授会)を置いている。この研究科委員会は、学則(研究科委員会規則)に基づき、本会計大学院の専任教授によって組織されることを原則とする。もっとも、研究科委員会で必要と認められれば、専任の助教授その他の教育職員を加えることができるものとしている。また、本会計大学院では、研究科に専任の研究科長を置き、研究科委員会を主宰するものとしている(下記資料 参照)。**【解釈指針 9-1-1-1】****【解釈指針 9-1-1-2】**

さらに、事務組織についても、学部の事務組織から独立した**大学院事務局**を設置し、専任の事務局長を置いている。

資料 研究科委員会規則(抄)

(趣旨)

第1条 この規則は、LEC 東京リーガルマインド大学大学院学則第10条第4項の規定に基づき、LEC 大学大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の組織運営等に関し必要な事項を定める。

(研究科委員会)

第2条 研究科委員会は、LEC 東京リーガルマインド大学大学院(以下「本大学院」という)が円滑な教育研究を行うために設置されるものである。

2 研究科委員会は、研究科長、専任の教授をもって組織する。

3 研究科委員会において必要と認められれば、専任の助教授、講師及び非常勤講師を参加させることができる。

(審議事項)

第4条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 研究科の教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(3) その他、研究科の教育または研究に関する重要事項

(議長)

第5条 研究科委員会に議長を置き、学長が任命する研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科委員会を主宰する。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有しているといえるか。

この点、本会計大学院では、上述のように、学部の教授会から独立して研究科委員会を置き、本会計大学院の教学面に係る重要事項を審議している。研究科委員会は、本会計大学院の専任教員で構成されていることから、会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みであり、独立の運営の仕組みであるといえる。

また、事務組織についても、学部の事務組織からは独立した大学院用の事務局を置いて運営を行っている。本会計大学院事務局は、本会計大学院の専任職員で構成されていることから、会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みであり、独立の運営の仕組みであるといえる。

以上より、本会計大学院は、本会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有している。

基準 9 - 1 - 2

会計大学院の教育課程，教育方法，成績評価，修了認定，入学者選抜に関する重要事項については，会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

（基準 9 - 1 - 2 に係る状況）

本会計大学院においては，下表の通り，教学面に関する重要事項を審議する会議がそれぞれ置かれている。いずれの会議についても，当該会議における審議結果に従って具体的な運営が行われるという意味で，十分尊重されている（各規定の内容については，下記資料 参照）。とりわけ，**研究科委員会についてはその独立性が保障**されており，その審議結果に従った運営が確保されている（研究科委員会開催実績及び主な議題につき，下記資料 参照）。

重要事項	審議主体	根拠規定
教育課程	研究科委員会	研究科委員会規則第4条第1号
教育方法	教員分科会	研究科委員会規則第22条
成績評価	各授業担当教員 ¹	
修了認定	研究科委員会 ²	研究科委員会規則第4条第2号
入学者選抜	研究科委員会	大学院学則第26条第4項，第27条， 研究科委員会規則第4条第2号

¹ 成績評価は，学修到達度を測定するという観点から，当該授業を担当する教員が行っている。

² 修了認定については，2005年度においては該当なし（2005年4月より開設のため）。

資料 関連学則（抄）

大学院学則（抄）

（入学審査）

第26条 入学者の選抜は，入学志願者につき，次の各号の範囲内において，研究科の定めるところにより行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接
- (3) 出身大学の学業成績

2 前項1号及び3号に関しては，公認会計士試験短答式試験合格者又はそれと同等の学力を持つと本大学院が判断した者についてはこれを免除する。

3 前項の規定にかかわらず，専門職学位課程の入学志願者のうち本学学部卒業者については，専攻別受入予定人員の半数以内に限り別途選抜を行い入学させることができる。

4 前項の選抜の方法は，研究科で定める。

（入学者の決定）

第27条 入学者の決定は、研究科において行う。

研究科委員会規則（抄）

（審議事項）

第4条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育または研究に関する重要事項

（研究科委員会内委員会等の設置）

第22条 研究科委員会は、専門的事項について調査及び検討するため、研究科委員会内に委員会等を置くことができる。

資料 研究科委員会開催状況

2005年度			
回数	出席人数	主な審議事項	主な報告事項
第1回 05/7/25	22名	2006年度学生募集計画について FDへの取り組み及び学生指導のあり方について 休学希望者について 紀要の発行について	
第2回 05/9/22	20名	長期履修学生制度の運用について 個別資格審査における入学資格判定基準について 紀要について 2006年度カリキュラム編成について	2005年度前期成績評価について 学生募集状況について
第3回 05/11/2	19名	AO入試第一期出願者の合否について 紀要委員会の設置について 2006年度カリキュラム案について	
第4回 05/12/1	20名	一般入試第一期出願者の合否について	
第5回 05/12/21	17名	AO入試第二期出願者の合否について	
第6回 06/2/2	19名	2006年度一般入試第二期出願者の合否について 休学者の復学について 追加AO入試の実施について	文部科学省履行状況報告に係る実地調査報告 カリキュラム等に関する学生アンケート及び学生相談会報告 教員アンケート結果報告

第7回 06/2/21	20名	第3期AO入試及び企業推薦入試出願者の合否について	
第8回 06/3/10	13名	認証評価基準案についてのLEC会計大学院の意見について 06年度新教員の就任について 06年度学事日程,カリキュラム,授業スケジュール,シラバスについて	学生募集状況報告 新入生懇親会実施連絡
第9回 06/3/14	14名	第3期一般入試出願者の合否について	
第10回 06/3/20	15名	追加AO入試出願者の合否について	

2006年度

回数	出席人数	主な審議事項	主な報告事項
第1回 06/4/17	22名	年間履修登録上限単位数の変更について	
第2回 06/5/17	20名	自己点検・評価の実施について FD委員会の設置について 2007年向け入試日程及び選考方法について 2006年度授業アンケートの実施時期及びフォーマット改定案について 長期履修学生制度利用希望者について	
第3回 06/7/21	25名		認証評価基準案について 公認会計士試験における短答式科目免除の申請手続経過報告 職業倫理公開ゼミの実施報告
第4回 06/9/14	20名	紀要編集委員会内規を定めることについて 叢書を発行することについて 来年度以降のカリキュラムについて	前期試験成績業及び授業アンケート結果送付について 科目等履修生出願状況報告
第5回 06/10/30	23名	2007年度第1期AO及び企業等推薦入試出願者の合否について 長期履修学生制度の適用可否について	休学申請者についての報告
第6回 06/11/30	23名	2007年度第1期一般入試出願者の合否について	研究用書籍購入について

第7回 06/12/14	22名	2007年度カリキュラムについて 新規科目「ビジネス・ゲーム」の開設及び「ビジネス・ゲーム準備実行委員会」の発足について 新教員の採用について 紀要編集委員会内規について 学則の改正について	叢書の発行について 2007年度入学向け学生募集活動状況報告 文部科学省による特区評価のための実地調査および年次計画履修状況実地調査実施報告
第8回 06/12/21	23名	2007年度第2期A0及び企業等推薦入試出願者の合否について	
第9回 07/02/01	22名	2007年度第2期一般入試出願者の合否について	
第10回 07/02/13	21名	FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会の組織体制について 2007年度新規開設科目 財務会計論及び監査論の演習指導について	2005年度入学第1期生の進路について 2007年度公認会計士短答式試験免除申請結果報告 2007年度入学向け学生募集活動状況報告 第三者評価機関設置申請状況について 大学院自己点検・評価報告書(案)について
第11回 07/02/22	21名	2007年度第3期A0及び企業等推薦入試出願者の合否について	
第12回 07/03/08	20名	新教員の採用について 修了認定について	改善勧告及び留意事項に沿って講じた措置について
第13回 07/03/15	19名	2007年度第3期一般入試出願者の合否について	
第14回 07/03/20	18名	修了延期申請者について	
第15回 07/03/22	18名	2007年度第4期A0入試出願者の合否について	

基準 9 - 1 - 3

教員の人事に関する重要事項については，会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

教員の人事に関する重要事項としては，教員の任用，教員の昇格，教員の解任等が考えられる。教員の任用及び解任については，その基本的事項については形式的に学校経営委員会において審議・決定するものの，その細目的事項については，すべて実質的に研究科委員会において審議し，実質的に決定している（下記資料 参照）。

教員の昇任には，学則上，教学面の独立性に配慮して学校経営委員会から切り離されており，学長の決定事項となっている（下記資料 参照）（なお，教員の採用及び昇任につき，基準 8 - 1 - 3 参照）。

資料 関連学則（抄）

学校経営委員会規則（抄）

（業務）

第3条 学校経営委員会は，学校経営に関する以下の事項について審議し，決定する。

- (1) 設置学校の中長期計画及び年度計画
- (2) 設置学校の新設・拡張・縮小又は廃止に関する事項
- (3) 文部科学省・自治体その他の官公庁に係る重要な事項
- (4) 設置学校の学部・学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 教員の任免に関する事項
- (6) 設置学校の予算の承認及び決算の報告
- (7) 学則等諸規程の改廃に関する事項
- (8) その他，学校運営に関する重要事項及び取締役会の委任事項

2 学校経営委員会は，設置学校の長を任命する。

研究科委員会規則（抄）

（審議事項）

第4条 研究科委員会は，次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育または研究に関する重要事項

資料 教員の昇任に関する学則規定

教員任用規則

（昇任）

第6条 専任教員任用規則別表の選考基準によって，学長が適当と認められた者は，昇任することができる。

2 専任教員の昇任時期は、原則として4月とする。

では、上述したところを前提として、本会計大学院においては、教員の人事に関する重要事項について、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されているといえるか。

この点、本会計大学院では、教員の人事に関する重要事項については研究科委員会において実質的な審議が行われていることから、本基準にいう教員の人事に関する会議とは、本会計大学院においては研究科委員会のことを指すと考える。そして、研究科委員会において審議された教員の人事に関する重要事項については、いずれの事案においても、研究科委員会における審議結果の通り最終決定している。

以上より、本会計大学院においては、教員の人事に関する重要事項について、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されている。

基準 9 - 1 - 4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 4 に係る状況)

1) 会計大学院の収支状況

2005 年度の収支バランスは、5,720 万円の支出超過となった(当日限定配付資料 5 「大学院損益」参照。会議後回収予定)。会計大学院は当該年度が初年度にあたるため、支出超過については、必然的要素であったと認識している。学生の確保、コスト見直しが今後の課題である。

2) 設置法人の財政状況

会計大学院を設置する法人の財政状況は、過去 5 年を遡っても、利益は増加傾向にあり、経常的収入が継続的に確保されているといえる(当日限定配付資料 6 「損益計算書」参照。会議後回収予定)。

当日限定配付資料 7 「貸借対照表」(会議後回収予定) にある通り、負債比率がやや高めであるが、その大半は収益性負債である「授業料前受金」であり、役務の提供とともに減少していくもので、将来、返済義務のある借入金等の一般的な負債とは種が異なるものである。

以上より、設置法人は会計大学院を運営していく上で、十分な財政的基盤を有していると言える。今後は、会計大学院単体で十分な財政基盤が築いていけることを課題とする。

関連資料：

- 当日限定配付資料 5 : 大学院損益
- 当日限定配付資料 6 : 損益計算書
- 当日限定配付資料 7 : 貸借対照表

これらの資料については、当日会議終了後に回収予定。

9 - 2 自己点検及び評価

基準 9 - 2 - 1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9 - 2 - 1 に係る状況)

本会計大学院は、2005年4月に開設した。開設初年度である2005年度の教育活動の状況について自ら点検及び評価を行った結果が本報告書であり、本会計大学院に関する自己点検・評価の取り組みとしては、最初のものとなる。

本報告書は、2007年5月ころを目途に、本会計大学院のウェブサイト等を通じて公表する予定としている。

今後も定期的にこのような自己点検・評価を行うとともにその結果を公表し、本会計大学院の目的及び社会的使命の達成に邁進する所存である。

基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

本会計大学院に関し自己点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行うにあたっては、本学学則(自己点検・評価に関する規則)に則り、自己点検・評価委員会を組織して実施することとしている。

本年度の自己点検・評価委員会は、5名よりなる。その内訳は、学校経営委員長1名、教員代表委員2名、事務職員代表委員1名、及び学外委員1名である。

この自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の項目(評価基準)を設定する権限を有する(自己点検・評価に関する規則第10条第1号。下記資料 参照)。この規定に基づき、自己点検・評価委員会は、全9か章・54の基準・90の解釈指針からなる本会計大学院の自己点検・評価項目を決定した。

資料 自己点検・評価規則(抄)

(職務)

第10条 委員会は、第3条に定める任務を遂行するため、以下の事項について審議、決定し、実施する。

- (1) 自己点検・評価項目の設定及び変更
- (2) 資料の収集及び分析
- (3) 各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認
- (4) 本条第2号の資料及び本条第3号の報告に基づく自己点検・評価
- (5) 報告書の作成及び学長への提出
- (6) 自己点検・評価のための調査研究
- (7) その他自己点検・評価に必要な事項

では、上述したところを前提として、本会計大学院においては、自己点検・評価を行うに当たり、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられているといえるか。

この点、自己点検・評価の趣旨は、大学院の教育の質の維持向上及び大学院の個性の伸長にある。この趣旨に則し、本会計大学院では、一方で認証評価基準との整合性に留意して自己点検・評価のための項目(自己点検・評価基準)を策定しつつ、他方で本学の特色を打ち出せるよう基準ごとの解釈指針を策定した。

また、この自己点検・評価のための項目(自己点検・評価基準)を策定した自己点検・評価委員会は、教員代表委員2名をはじめとする学内の委員のほか、学外の第三者1名を含む計5名により構成されており、会計大学院の個性に配慮しつつ、評価の客観性にも配慮した適当な実施体制とされている。

以上より、本会計大学院において自己点検・評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられている。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

本学においては、自己点検・評価の制度設計上、学長等に対し、自己点検・評価報告書において改善が必要と認められたものについて、改善に努めるべき義務が課せられている(自己点検・評価規則第 11 条の 3 第 2 項。下記資料 参照)。

以上の事実を前提とすれば、自己点検・評価の結果を本会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、必要な学則は整えられている状況にある。

資料 自己点検・評価規則(抄)

(自己点検・評価結果の活用)

第 11 条の 3 本学の自己点検・評価結果は公表し、閲覧に供する。

2 学校経営委員会及び同委員長並びに学長及び本学内各部署所属長は、自己点検・評価の結果を、教育及び研究、組織及び運営並びに、施設及び設備の向上と活性化とに活用するものとし、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。

もっとも、本報告書として取りまとめられるこのたびの自己点検・評価が、本会計大学院を対象とする最初の自己点検・評価である。自己点検・評価が大学院の質の向上ばかりでなく、その個性を伸長するために行われるものでもあることに鑑みれば、自己点検・評価を行ったという事実をもって満足することなく、その結果を本会計大学院の教育活動等の改善に具体的に活用していくことこそが肝要である。体制面の整備を含め、遺漏なきを期する所存である(基準 1 - 2 - 3 参照)。

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

本会計大学院の自己点検・評価においては、学則上、「学外の専門家」を自己点検・評価委員会の委員として含めることとなっている（自己点検・評価規則第4条第1項第4号。下記資料 参照）。このことにより、自己点検・評価において本学の職員以外の者（以下「学外委員」という）による検証が必ず行われるよう、制度設計がなされている。この学外委員による検証の結果は、自己点検・評価の内容に反映され、大学院に提出される。

実際、このたびの自己点検・評価においては、昨年度の学部に関する自己点検・評価に引き続き、現役の弁護士を学外委員として招聘し、検証をお願いしたところである。

資料 自己点検・評価規則（抄）

（組織）

第4条 委員会は、本条各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学校経営委員会委員長
- (2) 教授会が選出する教育職員
- (3) 本学事務職員のうち学長が必要と認める者
- (4) その他学外の専門家

2 前項第3号乃至第4号の委員は、学長が委嘱する。

以上より、本会計大学院においては、自己点検・評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行っている。

9 - 3 情報の公表

基準 9 - 3 - 1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9 - 3 - 1 に係る状況)

大学は、「当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する」ものとされる(大学設置基準第2条)。この趣旨は、大学が公教育の一翼を担う存在であることから、その公共性に鑑み、広く国民に対する説明責任を果たさせることにあると解される。

この点、本会計大学院も公教育の一翼を担う専門職大学院である以上、社会に対する情報提供は、以下の通り積極的に行っているところである。

< 印刷物の刊行 >

『LEC 会計大学院紀要』を発行(2006年6月)(下記資料 参照)

設置法人広報誌「法律文化」において誌上公開講座を連載(下記資料 参照)

< ウェブサイトへの掲載 >

講演会情報(第3章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/events/fin.html>)

CPE 認定研修(第3章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/events/cpe.html>)

カリキュラム(第2章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/system/curriculum/index.html>)

教員紹介(第8章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/teacher/index.html>)

等々

今後も、公教育の一翼を担う責任に想いを致し、積極的情報提供に努める所存である。

資料 LEC 会計大学院紀要 概要

創刊の辞 反町 勝夫	
【特集「企業会計 その過去と未来」】	
企業会計制度対策調査会と会計基準法構想	諸井勝之助 教授
企業会計制度の変遷 資産評価基準をめぐって	若杉明 教授
わが国戦後管理会計発達史（前編） 米国管理会計の日本への 翻訳的導入	西澤脩 教授
技術論的な原価計算観の進展 原価計算基準の位置づけ	小林健吾 教授
昭和 25 年「監査基準」における内部統制についての解釈は正しか ったか 特に、戦前から「会計制度監査」 までに関連して	檜田信男 教授
公認会計士制度変革の足取り（序説） グローバル経済深化を 背景にして	中地宏 教授
【一般論文】	
有価証券報告書における非財務情報としての環境リスク情報の開 示	川原尚子 教授
【対談・座談会：「職業倫理」】	
【対談】経済人としての職業倫理	日下公人 氏 金井淨 教授
【座談会】会計職業専門家としての職業倫理を如何に考えるか	板垣雄士 氏 檜田信男 教授 金井淨 教授

資料 株式会社東京リーガルマインド発行「法律文化」誌掲載誌上公開講座等

<p>2005 年 4 月号「誌上公開講座」掲載 タイトル：「ファイナンスにおけるリスクへの対応」 執筆者：諸井勝之助教授</p> <p>2005 年 10 月号「誌上公開講座」掲載 タイトル：「資産の含み損認識の意義」 執筆者：若杉明教授</p> <p>2005 年 2 月号～ 9 月号連載（全 8 回） タイトル：「中地 宏の会計講座～日本経済を支える会計の思考と行動」 執筆者：中地宏教授</p> <p>各回テーマ： 第 1 回「グローバル経済の中の日本」 第 2 回「会計基準を核とした会計制度」 第 3 回「グローバル経済の拡大を支える企業監査制度」 第 4 回「時代が求める経営行動」 第 5 回「社会規範・法令を超える動きの中の企業統治」 第 6 回「地方自治体の経営報告書」 第 7 回「中小規模企業の経営と会計基準」</p>
--

第8回「「会計」の思考と行動 むすび」

2006年9月号特集掲載

タイトル：「公認会計士の職業倫理をいかに育むか」(座談会)

座談会出席者：諸井勝之助，若杉明，檜田信男，西澤脩，中地宏及び金井淨各教授

基準 9 - 3 - 2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

(基準 9 - 3 - 2 に係る状況)

本会計大学院の教育活動等に関する重要事項は，次の文章に記載し，本年度公表している。

また，公教育を担う大学院としての説明責任を果たすべく(大学設置基準第2条参照)，来年度以降についても，毎年度公表する所存である。

重要事項	記載されている文書等
設置者	パンフレット「設置会社概要」
教育上の基本組織	学生便覧(掲載学則上に明記)
教員組織	パンフレット「教員一覧」
収容定員及び在籍者数	学生募集要項，及び パンフレット「LEC 会計大学院概要」 (ただし，定員については入学定員を記載。また， 在籍者数については 06 年度作成分より記載)
入学者選抜	学生募集要項
標準修了年限	パンフレット「LEC 会計大学院概要」
教育課程及び教育方法	パンフレット「カリキュラム」
成績評価及び課程の修了	シラバス 学生便覧(掲載学則上に明記)
学費及び奨学金等の学生支援制度	学生便覧
修了者の進路及び活動状況	2005 年度は該当なし(2005 年度より開設のため)

9 - 4 情報の保管

基準 9 - 4 - 1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9 - 4 - 1 に係る状況)

本会計大学院は 2005 年 4 月に開設されたところであり、開設初年度を対象とするこのたびの自己点検・評価が本会計大学院を対象とする最初の自己点検・評価である。このたびの自己点検・評価活動を通して、本会計大学院では、評価の基礎となるべき諸資料・諸情報について、調査及び収集を行い、その範囲や収集方法等について、一定程度の経験を積むことができた。

このたびの自己点検・評価活動を通して調査収集した諸情報の保管については、今後の検討課題である。自己点検・評価及び認証評価といった大学評価の制度が大学の質の保証のために導入された事後チェックの制度であることに鑑み、それら大学評価の基礎となる諸情報については、今後適切に保管していく所存である。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

檜田委員の評価意見

本会計大学院は、決定から実行までが非常に迅速である。この俊敏性は他大学にはみられない点であり、本会計大学院の優れた点であるといえる。

金井委員の評価意見

管理運営に関して、教員同士のディスカッションをしている点が優れている。ディスカッションの雰囲気も非常に良好であり、反論を許さないような雰囲気はない。この点は、審議をより実質化させるものであり、優れているといえる。

反町委員長の評価意見

本会計大学院では、学校経営委員会では基本的な方向性のみを決議し、その他細目的事項はすべて研究科委員会（研究科における教授会）において審議されている。その意味で、研究科委員会の独立性は保たれており、適切に運用されている。